

令和6年1月 定例教育委員会

日時 令和6年1月29日(月)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P.3

【審議事項】

- 議案第2号 鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について [教育総務課] P.5
- 議案第3号 鳥取市公民館条例施行規則の廃止について [生涯学習・スポーツ課] P.9
- 議案第4号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課、教育総務課] P.11
- 議案第5号 鳥取市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P.28
- 議案第6号 鳥取市公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の廃止について [生涯学習・スポーツ課] P.32
- 議案第7号 鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P.34
- 議案第8号 鳥取市教育委員会公印管守規程の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P.38

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について [学校教育課] P.44
 - (2) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例の廃止について [文化財課] P.50
 - (3) 令和6年度鳥取市一般会計当初予算について [各課] 当日配布
 - (4) 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(2月補正)について [各課] 当日配布
 - (5) 工事請負契約の締結について [教育総務課] 当日配布
- ※説明・協議事項は、鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。

【報告事項】

- (1) 令和5年度 通学路合同点検の結果について [学校保健給食課] P.53
- (2) 令和6年鳥取市はたちのつどい実施状況について [生涯学習・スポーツ課] P.62
- (3) 蔵書点検及びシステム更新に伴う市立図書館の長期休館について [中央図書館] P.64
- (4) 令和6年1月24日～25日の大雪対応について [学校教育課] P.66
- (5) 非常変災時に緊急使用する学校施設の鍵の貸し出しについて [学校教育課]

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について

[2月] 令和6年2月28日(水) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

[3月] 令和6年3月 日() : ～ 鳥取市役所本庁舎 階 第 会議室

① 行事報告（12月27日～1月29日）

12月	27	(水)	スポーツ表彰委員会	6階第6会議室
			鳥取大学講義「ジオパーク」	さじアストロパーク
	28	(木)		
	29	(金)		
	30	(土)		
	31	(日)		
1月	1	(月)	青谷町正月マラソン大会	青谷町農林漁業者トレーニングセンター発着
	2	(火)		
	3	(水)	令和6年鳥取市はたちのつどい	とりぎん文化会館 梨花ホール
	4	(木)		
	5	(金)	民俗行事「七草がゆと鳥追い」	河原歴史民俗資料館
	6	(土)	新春イベント 鉄道の世界にいらっしやい2024（～14日）	鳥取市歴史博物館
	7	(日)	五しの里さじ地域協議会連携事業「プラネリウム・手すき和紙の時計作り」	さじアストロパーク
	8	(月)	五しの里さじ地域協議会連携事業「手作り望遠鏡工作・プラネリウム」	さじアストロパーク
			親子で一緒に楽しむ講座「おかねのはなし」	中央図書館
	9	(火)		
	10	(水)		
	11	(木)	アストロ宇宙教室 賀露小4年	賀露小学校
	12	(金)	アストロ宇宙教室 佐治小4年	佐治小学校
	13	(土)	新春囲碁大会	河原町コミュニティセンター
			宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」	国府町コミュニティセンター
	14	(日)	五しの里さじ地域協議会連携事業「やさいも体験・プラネタリウム」	さじアストロパーク
	15	(月)		
	16	(火)	蔵書点検（青谷図書室～19日）	青谷町総合支所
	17	(水)	用瀬町郷土史講座	用瀬町民会館
			鳥取大学講義「ジオパーク」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
	18	(木)	アストロ宇宙教室 用瀬小4年	用瀬小学校
	19	(金)	だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館
	20	(土)	本と人・人と人が出会う講座「青春の志・長谷敏司物語」	用瀬図書館
			第19回鳥取市児童生徒交流絵画展（～2/22）	あおや郷土館
	21	(日)		
	22	(月)		
	23	(火)		
	24	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
	25	(木)		
26	(金)	アストロ宇宙教室 稲葉山小4年	稲葉山小学校	
		第2回鳥取市「ワクワクとっとり」推進協議会	総合教育センター	
27	(土)	毛糸で動物ポンポン作り ～ドラゴン編～（27、28日）	あおや郷土館	
28	(日)	五しの里さじ地域協議会連携事業 「木のスプーン・アイスクリーム作り・プラネタリウム」	さじアストロパーク	
		おうちだにアカデミー	鳥取市歴史博物館	
29	(月)	1月定例教育委員会	6階第4会議室	
		第2回鳥取市いじめ防止対策推進委員会	総合教育センター	

② 行事予定（1月30日～2月28日）

1月	30	(火)		
	31	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
2月	1	(木)	第2回鳥取市不登校対策専門委員会	総合教育センター
	2	(金)	用瀬町成人学級（国際交流）	用瀬町民会館
			節分誕生会お話し会	西郷保育園
	3	(土)	鳥取書道代表十人展（～2/12）	因幡万葉歴史館
	4	(日)	五しの里さじ地域協議会連携事業「竹そり作り・プラネタリウム」	さじアストロパーク
			河原町部落対抗卓球大会	河原町勤労者体育館
			<体験>万葉かな書道	因幡万葉歴史館
	5	(月)		
	6	(火)	用瀬町みすみ大学	用瀬町総合支所
			令和5年度青少年育成鳥取市民会議第3回運営委員会	6階第6・7会議室
			青少年育成鳥取市民会議「家庭の日」作文コンクール表彰式	6階第6・7・8会議室
	7	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
			河原町女性セミナー第5回講座・閉講式	河原町コミュニティセンター
			令和5年度第3回鳥取市地域学校協働活動推進員連絡会	6階第5・6会議室
	8	(木)	令和5年度鳥取市少年愛護センター第2回運営委員会	6階第3会議室
	9	(金)		
	10	(土)	令和5年度鳥取市スポーツ表彰式	鳥取市総合福祉センター「さざんか会館」
	11	(日)	第29回雪まつり（～12日）	さじアストロパーク
	12	(月)	蔵書点検及びシステム更新のため休館（～29日）	中央図書館
	13	(火)		
	14	(水)		
	15	(木)		
	16	(金)		
	17	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」	鳥取市子ども科学館
	18	(日)	五しの里さじ地域協議会連携事業「スノーシュー・プラネタリウム」	さじアストロパーク
			用瀬町民卓球大会	千代南中学校
	19	(月)	令和5年度第3回鳥取市子どもの読書活動推進委員会	6階第5・6会議室
	20	(火)	市議会2月定例会開会	
21	(水)	プラネタリウム春番組「宇宙の疑問にズバリお答え2」（～6/16）	さじアストロパーク	
22	(木)			
23	(金)	五しの里さじ地域協議会連携事業「竹そり・プラネタリウム」	さじアストロパーク	
24	(土)	「鳥取マラソン2024」運営ボランティア業務説明会	鳥取市役所本庁舎 市民交流棟2階 多目的室1	
25	(日)	アストロ科学講座「静電気実験」（講師－さじアストロパーク職員）	国府町コミュニティセンター	
		おうちだにアカデミー	鳥取市歴史博物館	
26	(月)			
27	(火)			
28	(水)	2月定例教育委員会	6階第4会議室	

1月定例教育委員会 資料	
年月日	令和6年1月29日
担当課	教育総務課

議案第2号 鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について

1 改正の目的

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による定年年齢の引き上げに伴う管理監督職勤務上限年齢制により降任した職員の新たな職を定めるほか、所要の整備を行うことを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 管理監督職勤務上限年齢制により降任した職員の職として「総括主査」及び「総括主幹」を定めます。（第3条関係）
- (2) その他所要の整備を行います。（第2条関係）

3 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第2号

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を次のように改正する。

令和6年1月29日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則（昭和44年鳥取市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時的任用の職員及び嘱託」を「臨時的任用職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第3条中「主査」の次に「、総括主査」を、「主幹」の次に「、総括主幹」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

定年年齢の引き上げに伴う管理監督職勤務上限年齢制により降任した職員の新たな職を定めるほか、所要の整備を行うためである。

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則（昭和44年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月15日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において、職員とは、教育委員会の任命に係る一般職の職員で事務局等に勤務し、市から給与を受ける者（<u>臨時的任用職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">（本条…一部改正〔昭和57年教委規則7号〕）</p> <p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>副教育長、局長、次長、課長、室長、参事、館長、所長、課長補佐、室長補佐、所長補佐、園長、副館長、副所長、主査、<u>総括主査</u>、係長、副園長、主幹、<u>総括主幹</u>、主任、社会教育主事、指導主事、司書、主事、学校嘱託員、幼稚園教諭、文化財専門員、技師、栄養士、調理員、臨床心理士</p> <p style="text-align: center;">（本条…全部改正〔平成19年教委規則16号〕、一部改正〔平成20年教委規則3号・14号・22年9号・26年2</p>	<p>○鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月15日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において、職員とは、教育委員会の任命に係る一般職の職員で事務局等に勤務し、市から給与を受ける者（<u>臨時的任用の職員及び嘱託</u>を除く。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">（本条…一部改正〔昭和57年教委規則7号〕）</p> <p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>副教育長、局長、次長、課長、室長、参事、館長、所長、課長補佐、室長補佐、園長、副館長、副所長、主査、係長、副園長、主幹、主任、社会教育主事、指導主事、司書、主事、学校嘱託員、幼稚園教諭、文化財専門員、技師、栄養士、調理員、臨床心理士</p> <p style="text-align: center;">（本条…全部改正〔平成19年教委規則16号〕、一部改正〔平成20年教委規則3号・14号・22年9号・26年2</p>

号・29年4号・14号])

附 則

(略)

号・29年4号・14号])

附 則

(略)

1月定例教育委員会資料	
令和6年1月29日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第3号 鳥取市公民館条例施行規則の廃止について

1 廃止の目的

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の廃止に伴い、鳥取市公民館条例施行規則（昭和45年鳥取市教育委員会規則第1号）を廃止することを目的とします。

2 施行期日等

この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第 3 号

鳥取市公民館条例施行規則の廃止について

鳥取市公民館条例施行規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和 6 年 1 月 2 9 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市公民館条例施行規則を廃止する規則

鳥取市公民館条例施行規則(昭和 4 5 年鳥取市教育委員会規則第 1 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

鳥取市公民館条例（昭和 3 5 年鳥取市条例第 1 5 号）の廃止に伴い、規則を廃止するためである。

1月定例教育委員会資料	
令和6年1月29日	
担当課	生涯学習・スポーツ課 教育総務課

議案第4号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正
について

1 改正の目的

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の廃止に伴い、公民館及び中央公民館に関する部分を削除するほか、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による定年年齢の引き上げに伴う管理監督職勤務上限年齢制により降任した職員の新たな職に係る職務について定め、所要の整備を行うことを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 生涯学習・スポーツ課の分掌事務から公民館に関する部分を削除します。（第6条関係）
- (2) 職名を新設する総括主査及び総括主幹の職務について規定するほか、職制及び職務について所要の整備を行います。（第9条、第10条、第16条関係）
- (3) 教育委員会の所管に属する教育機関から鳥取市立公民館を削除します。（第12条関係）
- (4) 教育機関等の職制中鳥取市立公民館と中央公民館に関するものを削除するとともに、所要の整備を行います。（第15条関係）
- (5) 教育委員会の所管に関する附属機関から鳥取市公民館運営審議会及び公民館運営委員会を削除します。（第19条関係）
- (6) 市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務から地区公民館の管理運営に関すること及び地区公民館職員の研修に関する部分を削除するとともに、事務を明確化するため「幼稚園」を「市立幼稚園」に改めます。（第20条関係）

3 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第4号

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を次のように改正する。

令和6年1月29日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条学校教育課の項第3号中「、園児及び」を「並びに園児」に改め、同条生涯学習・スポーツ課の項第6号中「公民館、こども科学館」を「こども科学館」に改める。

第9条第3項中「及び主任」を削る。

第10条第2項を次のように改める。

2 次長は、副教育長及び局長を補佐するとともに、副教育長又は局長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第10条第3項中課長の次に「、室長」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 課長補佐並びに室長及び分室長があらかじめ定める上席の職員は、課長、室長及び分室長を補佐するとともに、課長、室長及び分室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第10条第5項中「課長」の次に「又は室長（以下この条において「課長等」とい

う。)」を加える。

第10条第6項を次のように改める。

6 主査、総括主査、主幹及び総括主幹は、課長等の指揮監督の下に主管事務を分担する。

第10条第8項を削る。

第12条教育機関の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第1項の表鳥取市立公民館の項を削り、同条第2項中「中央公民館及び」を削り、「及び少年愛護センター」を「、少年愛護センター及びさじアストロパーク」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「公の施設」を「教育機関等」に改め、同項を同条第3項とする。

第16条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項に定める職員」に改め、同項を同条第3項とする。

第19条第1項の表鳥取市公民館運営審議会の項及び公民館運営委員会の項を削る。

第20条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「幼稚園」を「市立幼稚園」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の廃止に伴い、中央公民館及び地区公民館に関連する項目を削除するほか、所要の整備を行うためである。

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月29日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>鳥取市教育委員会事務局等組織規則（昭和52年鳥取市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 事務局</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 課等及び内部組織の設置（第5条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 分掌事務（第6条・第7条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 内部組織（第8条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 職制及び職務（第9条—第11条）</p> <p>第3章 教育機関等</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 教育機関等の区分（第12条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 通則（第13条・第14条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 職制及び職務（第15条—第17条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 雑則（第18条）</p> <p>第4章 附属機関（第19条）</p>	<p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月29日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>鳥取市教育委員会事務局等組織規則（昭和52年鳥取市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 事務局</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 課等及び内部組織の設置（第5条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 分掌事務（第6条・第7条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 内部組織（第8条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 職制及び職務（第9条—第11条）</p> <p>第3章 教育機関等</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 教育機関等の区分（第12条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 通則（第13条・第14条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 職制及び職務（第15条—第17条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 雑則（第18条）</p> <p>第4章 附属機関（第19条）</p>

第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行（第20条）

第6章 補則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条～4条 （略）

第2章 事務局

第1節 課等及び内部組織の設置

（課等及び内部組織）

第5条（略）

第2節 分掌事務

（各課の分掌事務）

第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課

- （1） 教育委員会の会議に関する事。
- （2） 例規等の制定及び改廃に関する事。
- （3） 教育委員会関係市費職員の人事及び給与に関する事。
- （4） 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその結果の公表に関する事。
- （5） 公印の管守に関する事。
- （6） 文書の収受、発送及び保管に関する事。

第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行（第20条）

第6章 補則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条～4条 （略）

第2章 事務局

第1節 課等及び内部組織の設置

（課等及び内部組織）

第5条（略）

第2節 分掌事務

（各課の分掌事務）

第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課

- （1） 教育委員会の会議に関する事。
- （2） 例規等の制定及び改廃に関する事。
- （3） 教育委員会関係市費職員の人事及び給与に関する事。
- （4） 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその結果の公表に関する事。
- （5） 公印の管守に関する事。
- （6） 文書の収受、発送及び保管に関する事。

- (7) 教育の調査及び統計に関すること。
- (8) 予算及び経理の総括に関すること。
- (9) 教育目的のための基本財産及び積立金管理に関すること。
- (10) 学校施設の建築計画及び営繕整備並びに管理に関すること。
- (11) 学校施設の使用許可に関すること。
- (12) 事務局内の連絡調整に関すること。
- (13) 校区審議室に関すること。

学校教育課

- (1) 園児の就園並びに児童、生徒の就学及び奨学に関すること。
- (2) 通学区域に関すること。
- (3) 教職員並びに園児、児童及び生徒の福利厚生に関すること。
- (4) 教科書の無償給付に関すること。
- (5) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (6) 教職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与、服務等に関すること。
- (7) 県費負担教職員の任免等の内申及び服務に関すること。
- (8) 教育改革推進に関すること。
- (9) 教職員の研修に関すること。
- (10) 教科書の採択及び教材の取扱いに関すること。
- (11) 教科内容及びその取扱いに関すること。

- (7) 教育の調査及び統計に関すること。
- (8) 予算及び経理の総括に関すること。
- (9) 教育目的のための基本財産及び積立金管理に関すること。
- (10) 学校施設の建築計画及び営繕整備並びに管理に関すること。
- (11) 学校施設の使用許可に関すること。
- (12) 事務局内の連絡調整に関すること。
- (13) 校区審議室に関すること。

学校教育課

- (1) 園児の就園並びに児童、生徒の就学及び奨学に関すること。
- (2) 通学区域に関すること。
- (3) 教職員、園児及び、児童及び生徒の福利厚生に関すること。
- (4) 教科書の無償給付に関すること。
- (5) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (6) 教職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与、服務等に関すること。
- (7) 県費負担教職員の任免等の内申及び服務に関すること。
- (8) 教育改革推進に関すること。
- (9) 教職員の研修に関すること。
- (10) 教科書の採択及び教材の取扱いに関すること。
- (11) 教科内容及びその取扱いに関すること。

(1 2) 学校の組織編成、教育課程、学校指導及び職業指導に関すること。

(1 3) 放課後児童対策に関すること。

(1 4) 総合教育センターに関すること。

(1 5) 人権教育の企画調整に関すること。

(1 6) 人権教育の推進及び指導に関すること。

(1 7) 児童生徒の支援に関すること。

学校保健給食課

(1) 園児、児童及び生徒に対する援助費に関すること。

(2) 園児、児童及び生徒の保健及び安全に関すること。

(3) 学校の環境及び衛生に関すること。

(4) 学校医、学校歯科医等に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 準要保護児童及び生徒に対する学校給食援助に関すること。

(7) 学校給食センターに関すること。

(8) 学校徴収金会計業務に関すること。

文化財課

(1) 文化財の保護、調査及び指導に関すること。

(2) 埋蔵文化財調査センターに関すること。

(3) 仁風閣、宝扇庵、歴史民俗資料館、青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館及び因幡万葉歴史館に関すること。

(1 2) 学校の組織編成、教育課程、学校指導及び職業指導に関すること。

(1 3) 放課後児童対策に関すること。

(1 4) 総合教育センターに関すること。

(1 5) 人権教育の企画調整に関すること。

(1 6) 人権教育の推進及び指導に関すること。

(1 7) 児童生徒の支援に関すること。

学校保健給食課

(1) 園児、児童及び生徒に対する援助費に関すること。

(2) 園児、児童及び生徒の保健及び安全に関すること。

(3) 学校の環境及び衛生に関すること。

(4) 学校医、学校歯科医等に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 準要保護児童及び生徒に対する学校給食援助に関すること。

(7) 学校給食センターに関すること。

(8) 学校徴収金会計業務に関すること。

文化財課

(1) 文化財の保護、調査及び指導に関すること。

(2) 埋蔵文化財調査センターに関すること。

(3) 仁風閣、宝扇庵、歴史民俗資料館、青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館及び因幡万葉歴史館に関すること。

生涯学習・スポーツ課

- (1) 社会教育の企画指導に関する事。
- (2) 生涯学習の推進に関する事。
- (3) 青少年の教育の振興に関する事。
- (4) 青少年の団体の育成に関する事。
- (5) 生涯学習センターに関する事。
- (6) こども科学館、視聴覚ライブラリー、図書館、少年愛護センター、農村環境改善センター、東部研修センター面影会館、コミュニティ施設、気高町ロッジ緑の郷、国府町土地区画整理記念館、用瀬町青年会館、佐治町会館、さじアストロパーク、さじコスモスの館、佐治町地域活性化センター及び文化ホールに関する事。
- (7) 学校体育及び社会体育の企画指導に関する事。
- (8) 体育団体の育成指導に関する事。
- (9) 各種スポーツ大会その他体育指導のための集会の開催に関する事。
- (10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関する事。
- (11) 体育館、プール、テニス場、海洋センター、サッカー場、武道館、多目的スポーツ広場、多目的運動広場及び農林漁業者トレーニングセンターに関する事。

(分室の分掌事務)

生涯学習・スポーツ課

- (1) 社会教育の企画指導に関する事。
- (2) 生涯学習の推進に関する事。
- (3) 青少年の教育の振興に関する事。
- (4) 青少年の団体の育成に関する事。
- (5) 生涯学習センターに関する事。
- (6) 公民館、こども科学館、視聴覚ライブラリー、図書館、少年愛護センター、農村環境改善センター、東部研修センター面影会館、コミュニティ施設、気高町ロッジ緑の郷、国府町土地区画整理記念館、用瀬町青年会館、佐治町会館、さじアストロパーク、さじコスモスの館、佐治町地域活性化センター及び文化ホールに関する事。
- (7) 学校体育及び社会体育の企画指導に関する事。
- (8) 体育団体の育成指導に関する事。
- (9) 各種スポーツ大会その他体育指導のための集会の開催に関する事。
- (10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関する事。
- (11) 体育館、プール、テニス場、海洋センター、サッカー場、武道館、多目的スポーツ広場、多目的運動広場及び農林漁業者トレーニングセンターに関する事。

(分室の分掌事務)

第7条 (略)

第3節 内部組織

(内部組織の分掌事務)

第8条 (略)

第4節 職制及び職務

(職制)

第9条 課、分室、係等にそれぞれの長を置く。

2 事務局に社会教育主事を置く。

3 事務局に副教育長、局長及び次長を、課に課長補佐_____を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則(昭和44年鳥取市教育委員会規則第1号)第3条に定める職に属する職員を必要に応じて課、分室、係等に置くことができる。

(職務)

第10条 副教育長及び局長は、教育長を補佐し、上司の命を受けて企画及び調整に関する事務を掌理する。

2 次長は、副教育長及び局長を補佐するとともに、副教育長又は局長に事故がある場合は、その職務を代行する。

3 課長、室長及び分室長は、教育長、副教育長、局長及び次長の指揮のもとに主管事務を分担し、所属職員を指揮監督して、その処理に当

第7条 (略)

第3節 内部組織

(内部組織の分掌事務)

第8条 (略)

第4節 職制及び職務

(職制)

第9条 課、分室、係等にそれぞれの長を置く。

2 事務局に社会教育主事を置く。

3 事務局に副教育長、局長及び次長を、課に課長補佐及び主任を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則(昭和44年鳥取市教育委員会規則第1号)第3条に定める職に属する職員を必要に応じて課、分室、係等に置くことができる。

(職務)

第10条 副教育長及び局長は、教育長を補佐し、上司の命を受けて企画及び調整に関する事務を掌理する。

2 次長は、副教育長及び局長を補佐し、教育長、副教育長及び局長の指揮のもとに主管事務を分担し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たる。

3 課長及び分室長は、教育長、副教育長、局長及び次長の指揮のもとに主管事務を分担し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たる。

たる。

4 課長補佐並びに室長及び分室長があらかじめ定める上席の職員は、課長、室長及び分室長を補佐するとともに、課長、室長及び分室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

5 係長は、課長又は室長（以下この条において「課長等」という。）の命を受けて、主管事務を分担し、所属職員を指揮してその処理に当たる。

6 主査、総括主査、主幹及び総括主幹は、課長等の指揮監督の下に主管事務を分担する。

7 前各項以外の職員は、上司の命を受けて、分担事務に従事する。
(削除)

(事務分担)

第11条 (略)

第3章 教育機関等

第1節 教育機関等の区分

(教育機関等の区分)

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関

4 課長補佐及び分室長があらかじめ定める上席の職員は、課長及び分室長を補佐し、課長及び分室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

5 係長は、課長の命を受けて、主管事務を分担し、所属職員を指揮してその処理に当たる。

6 主任は、上司を補佐し、上司に事故がある場合は、その職務を代行するとともに、分担事務に従事する。

7 前各項以外の職員は、上司の命を受けて、分担事務に従事する。

8 前条第3項に定めるそれぞれの職員を2人以上置く場合におけるこれらの職員の分担事務は、次長の場合にあっては、教育長が、課長補佐及び主任の場合にあっては、当該課の長がそれぞれ定めるものとする。

(事務分担)

第11条 (略)

第3章 教育機関等

第1節 教育機関等の区分

(教育機関等の区分)

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関

(1) 鳥取市立学校

(2) 鳥取市こども科学館

(3) 鳥取市視聴覚ライブラリー

(4) 鳥取市立学校給食センター

(5) 鳥取市歴史博物館

(6) 鳥取市立図書館

(7) 鳥取市生涯学習センター

その他の機関

(1) 鳥取市少年愛護センター

(2) 鳥取市農村環境改善センター

(3) 仁風閣及び宝扇庵

(4) 鳥取市歴史民俗資料館

(5) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館

(6) 鳥取市あおや郷土館

(7) 鳥取市因幡万葉歴史館

(8) 鳥取市東部研修センター面影会館

(9) 鳥取市コミュニティ施設

(10) 鳥取市気高町ロジックの郷

(11) 鳥取市国府町土地区画整理記念館

(12) 鳥取市用瀬町青年会館

(1) 鳥取市立学校

(2) 鳥取市立公民館

(3) 鳥取市こども科学館

(4) 鳥取市視聴覚ライブラリー

(5) 鳥取市立学校給食センター

(6) 鳥取市歴史博物館

(7) 鳥取市立図書館

(8) 鳥取市生涯学習センター

その他の機関

(1) 鳥取市少年愛護センター

(2) 鳥取市農村環境改善センター

(3) 仁風閣及び宝扇庵

(4) 鳥取市歴史民俗資料館

(5) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館

(6) 鳥取市あおや郷土館

(7) 鳥取市因幡万葉歴史館

(8) 鳥取市東部研修センター面影会館

(9) 鳥取市コミュニティ施設

(10) 鳥取市気高町ロジックの郷

(11) 鳥取市国府町土地区画整理記念館

(12) 鳥取市用瀬町青年会館

- (13) 鳥取市佐治町会館
- (14) 鳥取市さじアストロパーク
- (15) 鳥取市さじコスモスの館
- (16) 鳥取市佐治町地域活性化センター
- (17) 鳥取市体育館
- (18) 鳥取市プール
- (19) 鳥取市テニス場
- (20) 鳥取市海洋センター
- (21) 鳥取市営サッカー場
- (22) 鳥取市若葉台スポーツセンター
- (23) 鳥取市武道館
- (24) 鳥取市多目的スポーツ広場
- (25) 鳥取市多目的運動広場
- (26) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター
- (27) 鳥取市文化ホール

第2節 通則

第13条・14条 (略)

第3節 職制及び職務

(職制)

第15条 次の表の左欄に掲げる教育機関等にそれぞれ同表の右欄に掲げる長を置く。

- (13) 鳥取市佐治町会館
- (14) 鳥取市さじアストロパーク
- (15) 鳥取市さじコスモスの館
- (16) 鳥取市佐治町地域活性化センター
- (17) 鳥取市体育館
- (18) 鳥取市プール
- (19) 鳥取市テニス場
- (20) 鳥取市海洋センター
- (21) 鳥取市営サッカー場
- (22) 鳥取市若葉台スポーツセンター
- (23) 鳥取市武道館
- (24) 鳥取市多目的スポーツ広場
- (25) 鳥取市多目的運動広場
- (26) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター
- (27) 鳥取市文化ホール

第2節 通則

第13条・14条 (略)

第3節 職制及び職務

(職制)

第15条 次の表の左欄に掲げる教育機関等にそれぞれ同表の右欄に掲げる長を置く。

教育機関等の名称	教育機関等の長
鳥取市立学校	校長又は園長
鳥取市視聴覚ライブラリー	所長
鳥取市立学校給食センター	所長
鳥取市立図書館	館長
鳥取市少年愛護センター	所長
鳥取市農村環境改善センター	所長
鳥取市東部研修センター面影会館	所長
鳥取市さじアストロパーク	所長
鳥取市海洋センター	所長
鳥取市生涯学習センター	所長

2 中央図書館に副館長を、視聴覚ライブラリー、少年愛護センター及びさじアストロパークに副所長を置くことができる。

(削除)

3 前2項に定めるもののほか、鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則第3条に定める職に属する職員を必要に応じて教育機関等に置くことができる。

(職務)

第16条 教育機関等の長は、上司の指揮のもとに主管事務を統轄管理し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たる。

2 前条第2項に定める職員は、教育機関等の長を補佐し、長に事故が

教育機関等の名称	教育機関等の長
鳥取市立学校	校長又は園長
鳥取市立公民館	館長
鳥取市視聴覚ライブラリー	所長
鳥取市立学校給食センター	所長
鳥取市立図書館	館長
鳥取市少年愛護センター	所長
鳥取市農村環境改善センター	所長
鳥取市東部研修センター面影会館	所長
鳥取市さじアストロパーク	所長
鳥取市海洋センター	所長
鳥取市生涯学習センター	所長

2 中央公民館及び中央図書館に副館長を、視聴覚ライブラリー及び少年愛護センターに副所長を置くことができる。

3 教育機関等に主幹及び主任を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則第3条に定める職に属する職員を必要に応じて公の施設に置くことができる。

(職務)

第16条 教育機関等の長は、上司の指揮のもとに主管事務を統轄管理し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たる。

2 前条第2項に定める職員は、教育機関等の長を補佐し、長に事故が

ある場合は、その職務を代行するとともに、分担事務に従事する。

(削除)

(削除)

3 前2項に定める職員以外の職員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

(事務分担)

第17条 (略)

第4節 雑則

(分掌事務の主管の判定)

第18条 (略)

第4章 附属機関

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第19条 教育委員会の所管に関する附属機関は次の表の左欄に掲げるとおりとし、担任する事務はそれぞれ当該中欄に掲げるとおりとし、その庶務はそれぞれ当該右欄に掲げる機関において担当する。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取市社会教育委員	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条の規定による社会教育に関する諸計画の立案及び研究調査並	生涯学習・スポーツ課

ある場合は、その職務を代行するとともに、分担事務に従事する。

3 主幹は、上司の命を受けて、主管事務を分担し、所属職員を指揮してその処理に当たる。

4 主任は、上司を補佐し、上司に事故がある場合は、その職務を代行するとともに、分担事務に従事する。

5 前各項以外の職員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

(事務分担)

第17条 (略)

第4節 雑則

(分掌事務の主管の判定)

第18条 (略)

第4章 附属機関

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第19条 教育委員会の所管に関する附属機関は次の表の左欄に掲げるとおりとし、担任する事務はそれぞれ当該中欄に掲げるとおりとし、その庶務はそれぞれ当該右欄に掲げる機関において担当する。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取市社会教育委員	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条の規定による社会教育に関する諸計画の立案及び研究調査並	生涯学習・スポーツ課

	びに意見を述べる事務			びに意見を述べる事務		
				鳥取市公民館運営審議会	社会教育法第29条第2項の規定による公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議に関する事務	中央公民館
鳥取市文化財審議会	鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥取市条例第2号)第16条の規定による市指定文化財保護についての審議に関する事務	文化財課	鳥取市文化財審議会	鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥取市条例第2号)第16条の規定による市指定文化財保護についての審議に関する事務	文化財課	
鳥取市少年愛護センター運営委員会	鳥取市少年愛護センター条例(平成31年鳥取市条例第3号)第4条の規定によるセンターに関する重要事項の審議に関する事務	生涯学習・スポーツ課	鳥取市少年愛護センター運営委員会	鳥取市少年愛護センター条例(平成31年鳥取市条例第3号)第4条の規定によるセンターに関する重要事項の審議に関する事務	生涯学習・スポーツ課	
鳥取市校区審議会	鳥取市校区審議会条例(昭和39年鳥取市条例第40号)第1条の規定による小学校、中学校及び義務教育学校の校区に関する調査・審議に関する事務	教育総務課	鳥取市校区審議会	鳥取市校区審議会条例(昭和39年鳥取市条例第40号)第1条の規定による小学校、中学校及び義務教育学校の校区に関する調査・審議に関する事務	教育総務課	
鳥取市教育支援委員会	特別支援学級に入級する児童の適正な判定及び就学指導に関する事務	学校教育課	鳥取市教育支援委員会	特別支援学級に入級する児童の適正な判定及び就学指導に関する事務	学校教育課	
鳥取市立学校給食センター運営委員会	鳥取市立学校給食センター設置条例施行規則(昭和41年鳥取市教育委員会規則第1号)第5条の規定による給食センターの運営に関する審議及び学校給食に関する重要事項に関する	学校保健給食課	鳥取市立学校給食センター運営委員会	鳥取市立学校給食センター設置条例施行規則(昭和41年鳥取市教育委員会規則第1号)第5条の規定による給食センターの運営に関する審議及び学校給食に関する重要事項に関する	学校保健給食課	

	協議決定に関する事務	
鳥取市図書館協議会	鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第143号)第7条の規定による鳥取市立図書館の運営に関する基本事項についての調査及び審議に関する事務	中央図書館
鳥取市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及びこれらの事項に関する建議に関する事務	生涯学習・スポーツ課
鳥取市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定により設けられた鳥取市青少年問題協議会に関する事務	生涯学習・スポーツ課

2 前項の附属機関の組織、運営等に関し、必要な事項は、関係法律及び条例並びにこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。

第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行
(市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務)

	協議決定に関する事務	
鳥取市図書館協議会	鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第143号)第7条の規定による鳥取市立図書館の運営に関する基本事項についての調査及び審議に関する事務	中央図書館
鳥取市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及びこれらの事項に関する建議に関する事務	生涯学習・スポーツ課
鳥取市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定により設けられた鳥取市青少年問題協議会に関する事務	生涯学習・スポーツ課
公民館運営委員会	鳥取市公民館条例施行規則第4条に規定する公民館事業の運営に関する事務	地区公民館

2 前項の附属機関の組織、運営等に関し、必要な事項は、関係法律及び条例並びにこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。

第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行
(市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を市長の補助機関たる職員に補助執行させる。

(1) 市立幼稚園の管理及び運営に関すること。

(2) 転入及び転居の届出に伴う学齢児童生徒の就学すべき小学校、中学校及び義務教育学校の転入学通知書の交付に関すること。

第6章 補則

(委任)

第21条 (略)

附 則

(略)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を市長の補助機関たる職員に補助執行させる。

(1) 地区公民館の管理（地区公民館の用に供する財産の管理を含む。）及び運営に関すること。

(2) 地区公民館職員の研修（生涯学習に関するものを除く。）に関すること。

(3) 幼稚園の管理及び運営に関すること。

(4) 転入及び転居の届出に伴う学齢児童生徒の就学すべき小学校、中学校及び義務教育学校の転入学通知書の交付に関すること。

第6章 補則

(委任)

第21条 (略)

附則

(略)

1月定例教育委員会資料	
令和6年1月29日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第5号 鳥取市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正
について

1 改正の目的

鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例（令和5年鳥取市条例第30号）の施行及び鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の廃止に伴い、鳥取市スポーツ推進委員に関する規則を改正することを目的とします。

2 改正の内容

社会教育法上の規定に基づく施設から地方自治法の規定に基づく施設に変更のため、第2条第1項第3号の記載を変更します。

3 施行期日等

この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第 5 号

鳥取市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について

鳥取市スポーツ推進委員に関する規則の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 月 2 9 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市スポーツ推進委員に関する規則(昭和 3 7 年鳥取市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「学校、公民館などの教育機関」を「学校等の教育機関」に変更する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例（令和 5 年鳥取市条例第 3 0 号）の施行及び鳥取市公民館条例（昭和 3 5 年鳥取市条例第 1 5 号）の廃止により、公民館の位置付けを変更するためである。

鳥取市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市スポーツ推進委員に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年2月20日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。</p> <p>（1） 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。</p> <p>（2） 住民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。</p> <p>（3） 学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に関し協力すること。</p> <p>（4） スポーツ団体その他の団体の行うスポーツ行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。</p> <p>（5） 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。</p> <p>（6） 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。</p> <p>2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。</p>	<p>○鳥取市スポーツ推進委員に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年2月20日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。</p> <p>（1） 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。</p> <p>（2） 住民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。</p> <p>（3） 学校、<u>公民館など</u>の教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に関し協力すること。</p> <p>（4） スポーツ団体その他の団体の行うスポーツ行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。</p> <p>（5） 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。</p> <p>（6） 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。</p> <p>2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。</p>

(1項…一部改正〔平成23年教委規則6号〕)

第3条～第7条 (略)

附 則

(略)

(1項…一部改正〔平成23年教委規則6号〕)

第3条～第7条 (略)

附 則

(略)

1月定例教育委員会資料	
令和6年1月29日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第6号 鳥取市公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する
規程の廃止について

1 廃止の目的

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の廃止に伴い、鳥取市公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年鳥取市教育委員会訓令第2号）を廃止することを目的とします。

2 施行期日等

この訓令は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第6号

鳥取市公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の廃止について

鳥取市公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年1月29日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令

鳥取市公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成4年鳥取市教育委員会訓令第2号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市公民館条例(昭和35年鳥取市条例第15号)の廃止に伴い、規程を廃止するためである。

1月定例教育委員会資料	
令和6年1月29日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第7号 鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部改正について

1 改正の目的

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の廃止に伴い、鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程（昭和44年鳥取市教育委員会訓令第3号）を改正することを目的とします。

2 改正の内容

同表中「イ 公民館にあつては、館長をいう。」の項を削除します。（同条第2号関係）

3 施行期日等

この訓令は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第7号

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年1月29日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程(昭和44年鳥取市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表同条第2号の項右欄中イを削り、ウをイとし、エからケまでをウからクまでとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市公民館条例(昭和35年鳥取市条例第15号)の廃止に伴い、公民館に関する項目を削除するためである。

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程（昭和44年教育委員会訓令第3号）新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程</p> <p>昭和44年9月16日 鳥取市教育委員会訓令第3号</p> <p>(準用)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(読替え)</p> <p>第2条 前条の場合において、鳥取市職員服務規程中次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄のように読み替えるものとする。</p>			<p>○鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程</p> <p>昭和44年9月16日 鳥取市教育委員会訓令第3号</p> <p>(準用)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(読替え)</p> <p>第2条 前条の場合において、鳥取市職員服務規程中次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄のように読み替えるものとする。</p>		
第2条第1号	職員	鳥取市職員定数条例（昭和24年鳥取市条例第10号）第2条第7号に規定する職員をいう。	第2条第1号	職員	鳥取市職員定数条例（昭和24年鳥取市条例第10号）第2条第7号に規定する職員をいう。
同条第2号	所属長	<p>ア 教育委員会事務局にあつては課長、室長又は所長をいう。ただし、副教育長、局長及び次長の所属長は教育長とする。</p> <hr/> <p><u>イ</u> 学校にあつては、学校の長をいう。</p> <p><u>ウ</u> 少年愛護センターにあつては、所長をいう。</p> <p><u>エ</u> 市立図書館にあつては、館長をいう。</p>	同条第2号	所属長	<p>ア 教育委員会事務局にあつては課長、室長又は所長をいう。ただし、副教育長、局長及び次長の所属長は教育長とする。</p> <p><u>イ</u> <u>公民館にあつては、館長をいう。</u></p> <p><u>ウ</u> 学校にあつては、学校の長をいう。</p> <p><u>エ</u> 少年愛護センターにあつては、所長をいう。</p> <p><u>オ</u> 市立図書館にあつては、館長をいう。</p>

		<p>オ 生涯学習センターにあつては、所長をいう。</p> <p>カ 視聴覚ライブラリーにあつては、所長をいう。</p> <p>キ 学校給食センターにあつては、所長をいう。</p> <p>ク さじアストロパークにあつては、所長をいう。</p>
第15条	市長	教育長
第17条	職員課長	教育総務課長

(本条…一部改正〔昭和57年教委訓令5号・58年2号・平成5年1号・7年5号・10年5号・14年2号・15年4号・16年9号・18年7号・19年3号・20年2号・26年1号・29年1号・令和3年3号〕)

(様式の調整)

第3条 (略)

附 則

(略)

		<p>カ 生涯学習センターにあつては、所長をいう。</p> <p>キ 視聴覚ライブラリーにあつては、所長をいう。</p> <p>ク 学校給食センターにあつては、所長をいう。</p> <p>ケ さじアストロパークにあつては、所長をいう。</p>
第15条	市長	教育長
第17条	職員課長	教育総務課長

(本条…一部改正〔昭和57年教委訓令5号・58年2号・平成5年1号・7年5号・10年5号・14年2号・15年4号・16年9号・18年7号・19年3号・20年2号・26年1号・29年1号・令和3年3号〕)

(様式の調整)

第3条 (略)

附 則

(略)

1月定例教育委員会資料	
令和6年1月29日	
担当課	生涯学習・スポーツ課
電話	30-8426（内線：7851）

議案第8号 鳥取市教育委員会公印管守規程の一部改正について

1 改正の目的

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の廃止に伴い、鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和57年鳥取市教育委員会訓令第1号）を改正することを目的とします。

2 改正の内容

別表第2中「中央公民館長印」、「地区公民館長印」の項を削除します。

3 施行期日等

この訓令は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第 8 号

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部改正について

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 1 月 2 9 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会公印管守規程(昭和 5 7 年鳥取市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中央公民館長印の項及び地区公民館長印の項を削る。

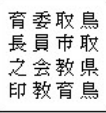
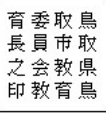
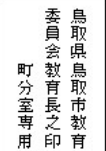
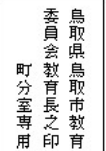
附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

鳥取市公民館条例(昭和 3 5 年鳥取市条例第 1 5 号)の廃止に伴い、中央公民館及び地区公民館に関する項目を削除するためである。

鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和57年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後					改正前				
<p>○鳥取市教育委員会公印管守規程</p> <p style="text-align: right;">昭和57年4月1日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市教育委員会訓令第1号</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）庁印（略）</p> <p>別表第2（第2条関係）職印</p> <p style="text-align: center;">（本表…一部改正〔昭和58年教委訓令3号・59年7号・平成5年3号・8年1号・9年2号・10年4号・14年2号・15年3号・16年8号・24年2号・27年1号・28年1号・29年4号・令和3年2号〕）</p>					<p>○鳥取市教育委員会公印管守規程</p> <p style="text-align: right;">昭和57年4月1日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市教育委員会訓令第1号</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）庁印（略）</p> <p>別表第2（第2条関係）職印</p> <p style="text-align: center;">（本表…一部改正〔昭和58年教委訓令3号・59年7号・平成5年3号・8年1号・9年2号・10年4号・14年2号・15年3号・16年8号・24年2号・27年1号・28年1号・29年4号・令和3年2号〕）</p>				
公印の名称	ひな型	寸法 (mm)	用途	管守者	公印の名称	ひな型	寸法 (mm)	用途	管守者
教育長印		方24	教育長名を使用する公文書	教育総務課長	教育長印		方24	教育長名を使用する公文書	教育総務課長
教育長印分室専用		方20	分室において教育長名を使用する公文書	分室長	教育長印分室専用		方20	分室において教育長名を使用する公文書	分室長

課長印	鳥取県鳥取市教育委員会事務局課長之印	方20	課長名を使用する公文書	教育総務課長	課長印	鳥取県鳥取市教育委員会事務局課長之印	方20	課長名を使用する公文書	教育総務課長
総合教育センター所長印	鳥取市総合教育センター所長之印	方20	総合教育センター所長名を使用する公文書	総合教育センター所長	総合教育センター所長印	鳥取市総合教育センター所長之印	方20	総合教育センター所長名を使用する公文書	総合教育センター所長
分室長印	鳥取県鳥取市教育委員会分室長之印	方20	分室長名を使用する公文書	分室長	分室長印	鳥取県鳥取市教育委員会分室長之印	方20	分室長名を使用する公文書	分室長
小学校長印	鳥取県鳥取市立小学校長之印	方20	小学校長名を使用する公文書	小学校長	小学校長印	鳥取県鳥取市立小学校長之印	方20	小学校長名を使用する公文書	小学校長
中学校長印	鳥取県鳥取市立中学校長之印	方20	中学校長名を使用する公文書	中学校長	中学校長印	鳥取県鳥取市立中学校長之印	方20	中学校長名を使用する公文書	中学校長
義務教育学校校長印	鳥取県鳥取市立義務教育学校校長之印	方20	義務教育学校校長名を使用する公文書	学校長	義務教育学校校長印	鳥取県鳥取市立義務教育学校校長之印	方20	義務教育学校校長名を使用する公文書	学校長
幼稚園長印	鳥取県鳥取市立幼稚園長之印	方20	幼稚園長名を使用する公文書	園長	幼稚園長印	鳥取県鳥取市立幼稚園長之印	方20	幼稚園長名を使用する公文書	園長
教育長職務代理人印	鳥取県鳥取市教育委員会教育長職務代理人印	方24	教育長職務代理人執行中の教育長名を使用する公文書	教育総務課長	教育長職務代理人印	鳥取県鳥取市教育委員会教育長職務代理人印	方24	教育長職務代理人執行中の教育長名を使用する公文書	教育総務課長

小学校長職務代理者印	鳥取県立鳥取市立小学校長職務代理者之印	方20	小学校長職務代理者執行中の小学校長名を使用する公文書	小学校長	小学校長職務代理者印	鳥取県立鳥取市立小学校長職務代理者之印	方20	小学校長職務代理者執行中の小学校長名を使用する公文書	小学校長
中学校長職務代理者印	鳥取県立鳥取市立中学校長職務代理者之印	方20	中学校長職務代理者執行中の中学校長名を使用する公文書	中学校長	中学校長職務代理者印	鳥取県立鳥取市立中学校長職務代理者之印	方20	中学校長職務代理者執行中の中学校長名を使用する公文書	中学校長
義務教育学校長職務代理者印	鳥取県立鳥取市立義務教育学校長職務代理者之印	方20	義務教育学校長職務代理者執行中の義務教育学校長名を使用する公文書	義務教育学校長	義務教育学校長職務代理者印	鳥取県立鳥取市立義務教育学校長職務代理者之印	方20	義務教育学校長職務代理者執行中の義務教育学校長名を使用する公文書	義務教育学校長
					中央公民館長印	鳥取県立鳥取市立中央公民館長之印	方21	中央公民館長名を使用する公文書	中央公民館長
					地区公民館長印	鳥取県立鳥取市立地区公民館長之印	方20	地区公民館長名を使用する公文書	地区公民館長
図書館長印	鳥取県立鳥取市立図書館長之印	方20	図書館長名を使用する公文書	図書館長	図書館長印	鳥取県立鳥取市立図書館長之印	方20	図書館長名を使用する公文書	図書館長
少年愛護センター所長印	鳥取市少年愛護センター所長之印	方20	少年愛護センター所長名を使用する公文書	少年愛護センター	少年愛護センター所長印	鳥取市少年愛護センター所長之印	方20	少年愛護センター所長名を使用する公文書	少年愛護センター

生涯学習センター所長印	鳥取市生涯学習センター所長印	方20	生涯学習センター所長名を使用する公文書	生涯学習センター	生涯学習センター所長印	鳥取市生涯学習センター所長印	方20	生涯学習センター所長名を使用する公文書	生涯学習センター
視聴覚ライブラリー所長印	鳥取市視聴覚ライブラリー所長印	方20	視聴覚ライブラリー所長名を使用する公文書	視聴覚ライブラリー所長	視聴覚ライブラリー所長印	鳥取市視聴覚ライブラリー所長印	方20	視聴覚ライブラリー所長名を使用する公文書	視聴覚ライブラリー所長
さじアストロパーク所長印	鳥取市さじアストロパーク所長印	方20	さじアストロパーク所長名を使用する公文書	さじアストロパーク所長	さじアストロパーク所長印	鳥取市さじアストロパーク所長印	方20	さじアストロパーク所長名を使用する公文書	さじアストロパーク所長
別表第3（第9条の2関係）（略） 様式第1号（第3条関係） （略） 様式第2号（第9条の2、第9条の3、第10条関係） （略）					別表第3（第9条の2関係）（略） 様式第1号（第3条関係） （略） 様式第2号（第9条の2、第9条の3、第10条関係） （略）				

報告事項（１）

1月定例教育委員会資料	
年月日	令和6年1月29日
担当課	学校保健給食課

令和5年度 通学路合同点検の結果について

- ◆ 点検実施時期 令和5年8月8日から9月13日
- ◆ 点 検 結 果 点検実施箇所86箇所
うち68箇所、80項目の対策を実施予定

令和5年度通学路合同点検対策整理表

学校数	合同点検実施箇所	対策必要箇所	必要対策数
小学校（24校）	60	46	51
中学校（7校）	13	11	16
義務教育学校 （4校）	13	11	13
合 計	86	68	80

※ 対策必要箇所・・・対策不要箇所及び対策困難箇所を除いた箇所

※ 必要対策数・・・対策必要箇所における実施者別の対策数（国、県、市町村、警察等）

令和5年度 通学路危険箇所対策者別一覧

学校名	点検箇所数	対策必要箇所数	必要対策数	対策実施予定者							
				道路管理者				その他 (交通安全協会等)	警察	教育委員会	学校 (PTA等)
				国	県	市	その他				
醇風小	2	2	3			1		1	1		
修立小	3	1	1								1
日進小	4	3	3			2			1		
富桑小	1	1	1						1		
城北小	3	2	2		1						1
美保小	3	3	3					1	1		1
賀露小	1	1	1			1					
倉田小	4	4	5		1	2			1		1
大正小	2	2	2								2
湖山小	2	2	2						2		
末恒小	1	1	2				1		1		
津ノ井小	2	2	2		1				1		
岩倉小	6	4	4		1	1			2		
湖山西小	2	1	1								1
若葉台小	3	3	3			1		1	1		
宮ノ下小	1	1	1		1						
国府東小	2	2	2		2						
河原第一小	2	1	1			1					
西郷小	3	2	3			1		2			
散岐小	2	0	0								
佐治小	3	2	2			1			1		
宝木小	2	2	2					1	1		
浜村小	2	2	2		1	1					
青谷小	4	2	3					2	1		
小学校 計	60	46	51	0	8	12	1	8	15	0	7
東中	1	1	1		1						
南中	2	2	2			2					
高草中	2	2	2			2					
桜ヶ丘中	1	0	0								
河原中	4	4	8		1	2		3	2		
千代南中	2	1	1						1		
青谷中	1	1	2			1			1		
中学校 計	13	11	16	0	2	7	0	3	4	0	0
湖南学園	2	2	2					1	1		
福部未来	8	7	8		5	1					2
鹿野学園	2	1	2			1		1			
江山学園	1	1	1							1	
義務教育学校 計	13	11	13	0	5	2	0	2	1	1	2
合計	86	68	80	0	15	21	1	13	20	1	9

令和5年度通学路合同点検結果一覧

番号	学校名	道路名	理由	対策内容	対策者	実施時期
1	醇風小	市道片原玄好町1号線と市道東町南町1号線の交差点	通勤路として交通量が増加。通学路として利用する児童が多い。	道路標示が薄くなっていたので、補修します。	鳥取警察署	R5度内
2	醇風小	市道田園町9号線先から市道大森通りの間	自転車、車の交通量が多く、飛び出しがしばしば見られる。	“減速”等の路面表示の設置を検討する。	市道路課	R5
				ストップマークを設置する。	市協働推進課	実施済
3	修立小	県道鳥取国府岩美線と市道吉方温泉26号線との交差点	脇道と県道が合流する箇所。家屋があり見通しが悪い。歩行者の確認のためにカーブミラーもしくは飛び出し危険表示等が必要。	該当箇所では設置基準に満たないためカーブミラーの設置は不可能。歩道も広く、歩行者からも見通しはいいため、地域の方に注意して運転してもらうよう学校から伝えてもらう。		
4	修立小	市道吉方温泉26号線	袋側側道一部柵がない箇所がある。川に下りる階段もあり大変危険。	該当箇所における柵の設置については設置基準を満たさないかもしれないので難しい。設置基準等については改めて確認を行う。学校からも近づかないような注意喚起を行ったり、柵がない場所のみ向かい側の道路を通るなど対策をしてもらう。		
5	修立小	市道吉方温泉19号線	県道若葉台東町線から久松橋に抜ける道への進入速度が速く危険。	R4に市道については市道路課が「追突注意」の道路表示を実施。入口手前の県道は道路の構造上、対策困難。	県土整備事務所	
				学校から児童に側道を通学するよう引き続き注意喚起する。	学校	R5
6	日進小	市道吉方線と市道南吉方吉方1号線の交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・県道若葉台東町線の抜け道として利用する車が多い(朝) ・ドラッグストア新設により地元以外の車が激増(夕方) ・速度が速い車両も多く、過去に事故も発生(2013、2018) ・駐車車両、植栽(民地)により交差点内の視距が不足 ・分散して下校するため、吉方線から児童を認識しにくい 夕方は特に危険 	南吉方1号線南側に「減速」の路面標示、交差点内に「+」交差点マーク、交差点内の巻き込み防止外側線設置を検討する。カーブミラー(北東側と南西側2か所)は以前撤去しているようなので、撤去した経緯を確認する。確認したところ、見通しが確保出来るため、町内会長の同意を得て2019年1月に撤去したものを再設置は難しい。	市道路課	未定
7	日進小	市道南吉方3号線 市道南吉方3号線と4号線の交差点 市道南吉方3号線と5号線の交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・朝、夕の通勤時に交通公園交差点を回避する車両が地区内で増加 ・地区外の車は一旦停止をせず、横断歩道を通過する車両が多い ・児童は住宅の多い東側から西側に横断し、再び東側を登校 ・隣接する建物から落雪の危険があるため冬季は車道寄り信号待ち ・毎日立哨を行っており保護者の負担が大きい 	袋川土手付近から県道までの東側路側帯にカラー舗装を設置することは、路側帯内に電柱が設置されており、通行帯が確保できない箇所があるため実施は難しい。	市道路課	
				道路標示の「止まれ」を、横断歩道手前側に移設します。	鳥取警察署	R6度中
8	日進小	①市道永楽通り	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の急増(マンション新築)により登校班を分散させる必要があり、永楽通りの両側を登校している→両側にグリーンベルト ・東品治交差点、末広温泉町交差点を回避する車が多く、速度も異常な速さ(永楽通りが優先道路のため弥生橋通りに合流しやすい)→取締強化 	山白川から中筋交差点までの路側帯(両側)に歩道境界ブロック設置を計画し、町内会に意見を伺ったが、反対意見があり実施を見送っている。代替え対策とし、カラー舗装を設置することは難しい。	市道路課	
9	日進小	②市道永楽通りと市道中筋の交差点	②は交差点内の外側線が不連続のため、横断待ち児童を巻き込む恐れがある→交差点改良	中筋交差点(こぜにや横)歩道部分について、外側線の延長等の巻き込み防止策を検討する。	市道路課	未定
10	富桑小	市道西品治27号線と市道西品治28号線との交差点	近年交通量が増加。併せて近年通学する児童数が増加。	横断歩道の設置に向けた手続きを進めます。	鳥取警察署	R5度内
11	城北小	市道岩吉安長線(一部市道安長1号線)	歩道がなく、車道との境が分かりにくい	午前7時から9時まで歩行者用道路として規制がかかっているため、これ以上の対策は難しい。		
12	城北小	市道安長1号線	近年抜け道として交通量が増加	「飛び出し危険」などの看板を設置し、注意喚起を行う。ただ、電柱付近に設置するなどの場合は電力会社等、道路課の許可が必要になるため町内会で確認を行う。	地域	未定

番号	学校名	道路名	理由	対策内容	対策者	実施時期
13	城北小	県道伏野覚寺線	歩道が無く危険	歩道の幅を検討する。	県土整備事務所	未定
14	美保小	県道秋里吉方線	青信号の時間が短く渡り切れない。	近隣の信号機と連動しているため、青信号の時間を延ばすことはできない。 他の交差点を利用するよう指導する。また、交通安全教室の実施を検討する。	学校	R5
15	美保小	市道美保小学校前線	大型トラックの出入りが多い。	直進する歩行者と雲山吉成線から入ってくる自動車とが交差するため、歩道にストップマークを表示する。	市協働推進課	実施済
16	美保小	市道富安大路西35、36号線の交差点 市道富安大路西3、18号線の交差点 市道富安大路西18、43号線の交差点 南大覚寺	通勤・通学時の通過車両が増加しており、交通事故発生の可能性が上昇している。	現地を確認の上、検討しましたが、新たな交通規制の必要性は低いものと判断いたしました。	鳥取警察署	
17	賀露小	市道賀露8号線と市道賀露76号線、市道晩稲賀露線との交差点	夕暮れ時の歩行者の視認難によるヒヤリハット	設置されている防犯灯の設置者・機器の明るさ等調査し、改善できるか確認する。	市道路課	未定
18	倉田小	市道待居円通寺線	大きな溝があるが、蓋がない。転落の恐れがあり、危険である。	水路と反対側を通学させることを検討する。 ※農業用水路のため防護柵を設置することは困難。除雪に支障が出る可能性もある。	学校	未定
19	倉田小	市道八坂国安1号線	道が狭いが、交通量は多いので、「通学路」の看板などを設置して欲しい。	“通学路”等の路面表示の設置を検討する。	市道路課	未定
20	倉田小	県道八坂鳥取停車場線と市道古郡家蔵田線の交差点	交通量が多く、見晴らしもよいためスピードを出している車が多いので信号機を設置して欲しい。	交通量調査等を実施しましたが、一時間当たりの交通量が信号機の設置基準を満たしていないことから、設置することができません。	鳥取警察署	
				信号待ち待機スペースに防護柵の設置を検討する。	県土整備事務所	未定
21	倉田小	市道八坂3号線	通学時間帯は多くの児童が横断歩道北側で信号待ちをしているが、県道側からカーブを下ってきた車両が突っ込んでくるのではと心配。	歩車ブロック修繕やデリニエーターの設置を検討。外側線の修繕を検討する。	市道路課	未定
22	大正小	市道南城北団地17号線	交通量が多いが、横断歩道がないため危険	地区で「飛び出し注意」等の看板を設置する。（横断歩道の設置基準を満たしていない（県警））	地域	未定
23	大正小	市道南城北団地17号線と19号線、23号線、24号線との交差点	フェンスの草で見通しが悪い場所がある	学校が地区を通じて土地所有者に定期的な草刈りの実施を依頼する。	学校	未定
24	湖山小	市道小学校線～湖山南北1号線	抜け道として交通量が多いが歩道がない。路側帯をグリーンゾーンとし、スクールゾーン表示希望。	要望路線に、道路標識「30」を2か所新設します。	鳥取警察署	R5度内
25	湖山小	市道湖山南北1号線	交通量が多いが、横断歩道がない。そのため、児童が道路を横断せざるを得ず、危険。ローズガーデン入り口に横断歩道設置希望。	横断歩道の設置を検討する。 →再度確認したところ、通学のためには使用していないため、対策実施しない。	鳥取警察署	
26	末恒小	県道伏野覚寺線と市道湖岸線の間の道路	抜け道となっていて交通量が多い。	利用するのは地域外の人が多いので、時間規制等の検討に向けて土地所有者（財産区）と意見をまとめる。	地域	実施済
				要望路線については、歩行者用道路の交通規制の設置に向けた手続きを進めます。	鳥取警察署	R6度中
27	津ノ井小	県道津ノ井国府線	登下校で渡る横断歩道が、信号と信号の間の道路の緩やかな坂の上にある。道路が平らでないため、標識はあるが運転者から横断歩道が見えず、意識は信号に向きがちで横断歩道があるとわかりにくい。 →道路に注意喚起の表示などを希望。	横断歩道の塗り直しは上申済。 西側に横断歩道手前の菱形の表示がないため、表示する。	鳥取警察署	未定
28	津ノ井小	県道若葉台東町線	交差点形状が悪いかつ横断歩道部に防護柵が無く危険	交差点改良等を検討する	県土整備事務所	未定

番号	学校名	道路名	理由	対策内容	対策者	実施時期
29	岩倉小	市道岩倉新通り線と区画道路37号線との交差点	樹木が茂っていて、横断前に左右確認ができない。また、運転手からも子供が見えない。	道路課が、土地所有者を確認し伐採の依頼を行う。	市道路課	未定
30	岩倉小	県道鳥取国府線と市道岩倉新通り線、岩倉開拓線の交差点	大勢の子供が待つに当たり、ガードレールがなく、子どもが歩道からはみ出して危険	県道の拡幅工事を予定している。	県土整備事務所	未定
31	岩倉小	市道岩倉線、稲葉丘9号線、10号線、岩倉11号線の交差点	「止まれ」の標識がカーブの先にあるため、運転手から見えない	管理者に、木の枝の剪定を依頼しました。	鳥取警察署	実施済
32	岩倉小	県道卯垣正蓮寺線と市道岩倉線の交差点	バスも通るようになり交通量が増えたため、安全対策が欲しい	実施対策なし。(現状、対策は出来ている(横断歩道・「止まれ」停止線・カーブミラー等)		
33	岩倉小	市道新通り桜谷線	歩道の道幅が狭い	歩道の拡幅は難しい。 (学校で、一列歩行するように指導する。)		
34	岩倉小	市道新通り桜谷線と東今在家9号線との交差点	交通量が多いのに、信号のない横断歩道があり、通学の際に危険	・交通量調査等を実施しましたが、一時間当たりの交通量が信号機の設置基準を満たしていないことから、設置することができません。 ・道路標示が薄くなっていたので、補修します。	鳥取警察署	R5度内 (補修)
35	湖山西小	市道湖山西14号線と若草学園線との交差点	T字路のため、見通しが悪い	学校が安全指導を実施する。	学校	未定
36	湖山西小	市道湖山北11号線	道幅が狭く、ガードレールもない	対策なし。		
37	若葉台小	市道若葉台3号線と11号線との交差点	歩行者からも車からも見通しが悪く、車道には横断歩道もなく、車の停止線のみなので危険。何らかの対策をお願いしたい。	見通しが悪くなっている原因の草木を切ることにより、見通しを良くする。 歩道に「とまれ」と書いてあるステッカーを貼ったり、「とまれ」表示を塗り直すことにより、歩行者にも止まる意識を持ってもらう。	地域	未定
38	若葉台小	市道若葉山の手通りと若葉台南41号線との交差点	今年度より南4丁目の児童1名が入学。南4丁目から山の手通りを渡る横断歩道が近くにないため、1本横断歩道を作ってほしい。	横断歩道の設置に向けた手続きを進めます。	鳥取警察署	R5度内
39	若葉台小	若葉台北2号線	北4丁目側から歩行者が大池ふれあいロードを渡る(横切る)際、見通しが悪く危険。カーブミラーを設置してほしい。	要望箇所のうち通学路として通学する1箇所カーブミラーの設置を検討する。	市道路課	未定
40	東中	県道鳥取福部線	交差点形状が悪く、主交通が左折となって見通しが悪く危険	線型を改良することを検討する。	県土整備事務所	未定
41	南中	市道的場西大路線、吉成の場線 大宮橋南詰交差点付近 大路川土手沿い道路	歩道がなく、狭い路側帯のすぐ脇を車が走る	大宮橋からの場方面については、歩道スペースの確保の可否について検討する。 大宮橋から吉成方面については、市道と大路川の河川堤防道路を兼ねており、河川側への拡幅等は困難なため民地側の土地の寄付及びそれに伴う分筆登記、支障となる物件の撤去が必要となるため実施は困難です。	市道路課	未定
42	南中	市道中筋	縁石で仕切られた歩道が狭く、すれ違いも困難	連結する県道八阪鳥取停車場線のような改良を計画している。	市道路課	未定
43	高草中	市道古海高住線	歩道がなく通行に危険。	歩道の設置を検討する。	市道路課	未定
44	高草中	世紀小学校裏農道	舗装されていないため、自転車の通行困難。 ガードパイプがないところがあり危険。	舗装実施を検討する。 ガードパイプについては設置困難。	市農村整備課	未定
45	桜ヶ丘中	県道国府正蓮寺線	その区間だけ歩道脇の側溝に蓋がないため、転落の危険がある。	道路用地ではない。歩道も広く、安全な通行は可能だと考えられるため、道路管理者として対策はできない。		

番号	学校名	道路名	理由	対策内容	対策者	実施時期
46	湖南学園	県道矢矯松原線（市道松原6号線との交差点付近）	通学路の歩道。歩道と歩道をつなぐ横断歩道が必要	横断歩道の設置に向けた手続きを進めます。	鳥取警察署	R5度内
47	湖南学園	県道矢矯松原線（山陰道高架下）	鳥取自動車道下の歩道。交通量が多い。自動車道下の壁が高く、見通しが悪い。自動車道から下りてくる自動車から、児童生徒が見渡しにくく、大変危険。	足跡ステッカーを横断歩道の手前に貼り付ける。 （学校では、児童生徒に安全確認を行った上で横断するように指導を行う。）	市協働推進課	実施済
48	江山学園	市道下味野20号線	農地の草木が繁茂していて、安全な通行に支障が出ている。	土地の所管課を確認し、所管課が草木の伐採等を行うように依頼する。	市学校保健給食課	未定

番号	学校名	道路名	理由	対策内容	対策者	実施時期
49	宮ノ下小	県道鳥取国府岩美線	歩道幅が無く且つ側溝に蓋が無いため危険	側溝に蓋を掛ける箇所について地元自治会と調整が整ったため、予算要求を行う	県土整備事務所	R6
50	国府東小	県道津ノ井国府線	交差点部に防護柵無く危険	①②の横断歩道を通学路として利用している状況を確認。安全対策のため柵（構造物など）等の設置に向けて検討する。	県土整備事務所	R6
51	国府東小	県道津ノ井国府線	カーブ部分に防護柵が無く危険	歩道を通学路として利用している状況を確認。安全対策のため反射材等の設置に向けて検討する。	県土整備事務所	R6
52	福部未来学園	市道浪花2号線	歩道がせまく、歩道に電柱があり通りづらい。	市営住宅改修が令和8年度以降に計画されているので、その際市営住宅用地内に電柱の移設を検討する。	市道路課	R8～
53	福部未来学園	市道南海士1号線	路側帯はあるが狭い。歩道が欲しい。	歩道の設置は困難なため、集合場所の変更を検討する。	学校	R5
54	福部未来学園	県道福部岩美線	横断歩道なし。歩行者がいることを知らせる標識があるとよい。	昨年と同様に、道路形状等により横断歩道の設置は困難と判断迂回して点滅信号を横断するよう指導する。	学校	R5
				昨年と同様に、道路形状等により横断歩道の設置は困難と判断ラバーボールの取り替え、追加を設置済。	県土整備事務所	R5. 12
55	福部未来学園	県道鳥取福部線	天候の悪い日や夕方・夜など照明がなく暗い。車から横断歩道近くにいる児童が見えづらい。	道路照明の設置の必要性等を含め今後検討する。	県土整備事務所	未定
56	福部未来学園	県道鳥取福部線	信号のない横断歩道、歩行者がいても車が止まらない。	信号機の設置は、設置基準を満たさず設置困難。横断歩道の標識、表示は設置済。		
57	福部未来学園	県道鳥取砂丘細川線	道路形状が悪いかつ横断歩道周辺に防護柵が無いため危険	地元から道路改良の要望も出されており、併せて対策について今後検討する。	県土整備事務所	R7～
58	福部未来学園	県道福部停車場線	浸水常襲区域かつ交差点部に防護柵が無く危険	塩見川改修事業に併う道路改良に併せて、整備を検討する。	県土整備事務所	未定
59	福部未来学園	県道鳥取福部線	バス待ちの際、柵等があれば安全に待つことができる	ガードパイプを設置済。	県土整備事務所	R5. 12
60	河原第一小	市道渡一木中学校線（曳田丸山線）	ガードレールと道の隙間が空きすぎている。以前事故があり、ガードレールに一本足されているらしいが、それでも隙間が広いので児童が落下する危険性がある。	隙間に鉄棒を設置し、隙間をなくした。	市河原支所産業建設課	実施済
61	河原第一小	県道郡家鹿野気高線	通学路横の側溝に蓋がないので、児童が落下する危険性がある。	歩道の幅は広く、溝まで低くないので、県では蓋を設置できない。		
62	西郷小	市道中井山上線	本鹿公民館の向かいの小屋が倒壊寸前である。また、ブロック塀もぐらついている。その前をスクールゾーンがあり、通学路となっているが、大変危険である。特に、地震時には、下敷きになる可能性がある。	所有者を確認し、ブロック塀等の取り壊しをお願いする。	市河原支所産業建設課	相続人確認中
63	西郷小	市道牛戸線と牛戸西郷小学校線との交差点	登校の際に、横断歩道手前の両側に、郵便局と板金業者の建物があり、見通しが悪い。またその間を板金業者の通勤の車が入って来るので、いっそう危険である。	横断歩道手前にストップマークを路面表示する。	市河原支所地域振興課	R5
				保育園前のグリーンベルトを再塗装する。	市南地域工事事務所	R6以降
64	西郷小	県道杣小屋曳田線	狭くて40キロ制限の道にも関わらず、スピードを出して走行する車がある。横断歩道や標識はあるが注意喚起する看板等はない。	県道の当該部は拡幅計画が進捗中であり、3～4年後に完了予定である。		
65	散岐小	市道佐貫尾上線	通勤時間帯と重なり、速い速度の車が多い。	4年生児童1名のみが、集合場所に行くために通行している。見通しは悪くなく、現状どおりとする。		
66	散岐小	県道本鹿高福線	歩道から路肩に変わる。	歩道の先はグリーンベルトが路面表示されて通学路となっており、安全確保がなされている。また、県道佐貫バイパスが3年以上先に完成予定で整備中であり、完成後はバイパスが通学路となる。		
67	河原中	県道郡家鹿野気高線	歩道が狭く、木がせり出して繁茂している。	雑枝を伐採済。	県土整備事務所	実施済

番号	学校名	道路名	理由	対策内容	対策者	実施時期
68	河原中	県道鷹狩渡一木線と市道畑ヶ谷東谷田線との交差点	歩道通行の自転車と車の接触事故が多発している。	市道側 止まれの路面文字に斜線を入れ強調する。 カーブミラーを調整し、車から自転車を確認しやすくする。	智頭警察署 市河原支所産業建設課	R6 実施済
				ストップマークの設置を検討する。 朝、このT字路を利用する自治会に対して、注意喚起の広報を行う。	市河原支所地域振興課	実施済
69	河原中	県道鷹狩渡一木線と本鹿高福線との交差点	庭木や生垣が茂り見通しが悪い。 車のスピードが速く、横断歩道で停車しない。	横断歩道の手前に「横断歩道あり」の標識を設置する。 横断歩道の標識が庭木で隠れているため、庭木の所有者に連絡し、庭木の剪定を依頼する（空き家）。	智頭警察署 市河原支所地域振興課	R6 実施済
70	河原中	市道徳吉福和田線	スクールゾーンが狭く、自転車の通行が困難。	福和田から徳吉へ向けては午前7時から8時まで通行禁止であり、速度落とせの注意看板がある。そのため徳吉から福和田へ向けた車に対して「速度落とせ」の注意看板を設置する。 グリーンゾーンの白線部が消えているため、消えている白線部をグリーンか白線で再塗装する。	市河原支所地域振興課 市南地域工事事務所	実施済 R6以降
71	佐治小	市道小原刈地線	通学路である旧刈地橋の街灯が暗く、人気がないため、防犯上危険	町内会を通して防犯灯の設置を申請していただくようにする。 →令和5年8月15日の台風第7号による刈地橋崩落（復旧しない）により通学路が変更となったため、対策不要。		
72	佐治小	市道春谷線	降雨時、地震時にかけ崩れの可能性あり	草木が生い茂っており、状況確認はできなかったが、落石注意看板が設置してあったため、再度、法面の点検を行っていただくよう依頼した。	市道路課	未定
73	佐治小	国道482号線（佐治小学校線、小河内加茂線との交差点）	学校のそばの道がカーブしており、建物もあるので、運転手から児童が見えにくく、危険	福園交差点に歩行者ストップマーク2カ所設置する。 横断歩道の引き直しを行う。（公安に依頼済み）	智頭警察署	R5
74	千代南中	国道482号線	歩道へわたる横断歩道がない	カーブで見通しが悪い場所なので、横断歩道を設置することは困難なため、保護者の見守り等で、安全を確保していただきたい。		
75	千代南中	国道53号線	赤信号でも通過する車両がある	しばらく、7時30分前後に観察を行う。	智頭警察署	R5
76	宝木小	市道宝木水尻酒津小沢見線	バス停付近の歩道の幅が狭い	バス待ちの人がとどまるスペース（自治会館）がある。屋根もあり、雨風をしのぐことができるので問題はない。 バス会社が業務として指導すべき。子どもが車内で転倒してけがをすれば車内の事故になるため、浜村警察署から日ノ丸バスへ注意を行う。	浜村警察署	実施済
77	宝木小	県道宝木停車場上光線	踏切待ち。踏切から距離をおいて待つことができるようにストップマークをつけてほしい。	道路管理者では設置が困難。市（支所）が行う方向で検討する。	市気高支所地域振興課	実施済
78	浜村小	市道勝見乙亥正線	通学路に面した用水路に柵などがなく、児童の転落の危険がある。	勝見地内の水路転落防止柵の設置を行う。	市西地域工事事務所	実施済
79	浜村小	県道八束水勝見線	道路幅が狭く、安全な通学困難	部分的な道路拡幅（待避所設置等）の検討を進める。	県土整備事務所	R5～
80	鹿野学園	市道紺屋町線	道幅が狭く、緩やかなカーブとなっており、見通しが悪い。	浄徳寺付近にある看板と曲がり角付近にある標識に「通学路」標識を設置する。 路肩の白線塗り替えを実施する。 カーブミラーの角度調整による視野改善を試みたが、これ以上の改善は困難。	市鹿野支所地域振興課 市西地域工事事務所	R5 R5

番号	学校名	道路名	理由	対策内容	対策者	実施時期
81	鹿野学園	市道殿町線	道幅が狭く、横にやや深い用水路がある。	交通量がそれほど多くないことと、用水路の転落防止のためにガードレール等をつけるとさらに道が狭くなるため、対策実施しない。		
82	青谷小	市道奥崎早牛線	道路が直線でスピードを出す車が多く危険	早牛駐在所を中心に登下校時間帯の立番で見回りをする。	浜村警察署	R5
				自治会を通して住民に注意を呼びかける。	市青谷支所地域振興課	R5
83	青谷小	市道奥崎会下線	カーブで歩行者や車が見えにくく危険	道自体の見通しはよく、対策としては自動車にスピードを落としてもらうのがよいと考えられる。主に付近の住民が通行する道であるため、自治会を通して注意を呼びかける。ミラーの設置はできない。	市青谷支所地域振興課	R5
84	青谷小	県道俵原青谷線	風雨・風雪がきつく風よげが必要	施設の設置は難しいため、現状を変更することはできない（対策なし）。		
85	青谷小	県道俵原青谷線	バス停から2, 3m車道を歩くので危険	現状の変更はできない（対策なし）。横断歩道の位置をバス停側に動かすと、バス停車位置と重なって見通しが悪くなり、かえって横断に危険が伴う。バス待ちの場所を広げるのも施設状況の点で最適ではない。今の距離が妥協点と思われる。		
86	青谷中	市道中学校2号線	朝、通勤車両がショートカットして狭い湾曲道路を高速で通行する。一部歩道もなく側溝がある部分があり自転車通学生徒が特に危険である。	通行車両の路肩へのはみだし防止のため、3か所程度、ラバーポールを設置する。	市西地域工事事務所	実施済 R5. 10
				歩道なし部分の路側帯を自転車通行可能にできるか確認する。	浜村警察署	R5

報告事項（2）

令和6年1月定例教育委員会	
年月日	令和6年1月29日（月）
担当課	生涯学習・スポーツ課

令和6年鳥取市はたちのつどい実施状況について

- 1 日 程 令和6年1月3日（水）午後2時30分～3時30分
- 2 会 場 とりぎん文化会館 梨花ホール
- 3 対 象 者 20歳（平成15年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方）で鳥取市出身、鳥取市に在住している方または鳥取市に縁のある方
- 4 参加者数 1,515名 *事前申込者数1,463名（R5.12.27時点）
参考：令和5年はたちのつどい参加者数1,195名
- 5 内 容 **【式典】**
市長式辞
来賓祝辞（鳥取市議会議長）
二十歳の代表あいさつ
【実行委員会イベント】
しゃんしゃん傘踊り（百花繚乱）
クイズ大会・お楽しみ抽選会
エンドロール
- 6 そ の 他 くる梨20周年無料乗車企画 *利用者数72名（運転手聞き取り）



式典（市長挨拶）



式典（二十歳代表挨拶）



しゃんしゃん傘踊り (百花繚乱)



クイズ大会 (〇×クイズ)



お楽しみ抽選会



実行委員あいさつ



エンドロール (スクリーン側)



エンドロール (参加者側)

報告事項（3）

1月定例教育委員会資料	
年月日	令和6年1月29日
担当課	中央図書館

蔵書点検及びシステム更新に伴う市立図書館の長期休館について

市立図書館は、蔵書点検及び図書館情報管理システムの更新作業を行うことに伴い、下記のとおり休館します。

1 休館日について

①中央図書館

令和6年2月12日（月）～2月29日（木）

①蔵書点検・・・令和6年2月12日（月）～2月16日（金）

②システム更新・・・令和6年2月17日（土）～2月29日（木）

②全館（3館・6室・市立病院）

令和6年2月17日（土）～2月29日（木）

③ホームページの閲覧停止

令和6年2月17日（土）0時～3月1日（金）9時

- ・期間中は資料の貸出・閲覧は行わない。
- ・休館中の本・雑誌の返却は、ブックポストを利用していただく。
- ・ホームページの閲覧、予約等の利用停止。

※ただし、閲覧停止期間中でも電子図書館は利用できる。

2 休館の周知について

- ・市報、ホームページ、チラシ、ポスター、ライブラリーニュースにて広報。

3 システム更新の主な内容について

①電子図書館連携

- ・システムの連携により紙書籍と電子書籍が同時に検索できる。

②オーディオブック連携

- ・声優やナレーターが読み上げる朗読音声を耳で楽しむことができる「聞く読書」の導入。
（約7,000タイトル）

③マイナンバーカードやスマートフォンの貸出バーコード表示による貸出

- ・マイナンバーカードやスマートフォンに対応して貸出カードがなくても貸し出しができる。

④図書館ホームページのリニューアル

※市報3月号にてシステム更新に伴う図書館リニューアルの特集記事を掲載予定。

下記の期間は、蔵書点検およびシステム更新のため休館します。また、鳥取市立図書館のホームページを改修しますので、閲覧することができません。

中央図書館 休館（蔵書点検・システム更新）

令和6年2月12日（月）～2月29日（木）

全館 休館（システム更新）

令和6年2月17日（土）～2月29日（木）

ホームページの閲覧停止（予定）

令和6年2月17日（土）0時～3月1日（金）9時

（全館：中央図書館・用瀬図書館・気高図書館・国府図書室・福部図書室・河原図書室・佐治図書室・鹿野図書室・青谷図書室・市立病院図書室）

- 期間中は資料の貸出・閲覧などは行いません。
- 休館中の本・雑誌の返却は、ブックポストをご利用ください。

（中央図書館：東口1階・2階、西口1階、日本海新聞社側職員用通用口横のブックポストをご利用ください。）

- CD・DVD・紙芝居・大型絵本・点字資料・他自治体の図書館から借り受けた資料は、開館後、直接カウンターにお返しく下さい。
- 鳥取市電子図書館はご利用いただけます。

報告事項（４）

1月定例教育委員会資料	
令和6年1月29日	
担当課	学校教育課

令和6年1月24日～25日の大雪対応について

1 気象情報等の推移

- ・1月23日（火）午後 9時37分 北部・南部に大雪警報発表
- ・1月25日（木）午前10時12分 北部・南部の大雪警報解除、注意報へ

2 学校対応について

【1月24日（水）】

	臨時休校	登校時刻の 繰り下げ	授業打ち切り 早帰り
小学校	4校	—	28校
中学校	1校	1校	9校
義務教育学校	—	—	3校
計	5校	1校	40校

【1月25日（木）】

	臨時休校	登校時刻の 繰り下げ	授業打ち切り 早帰り
小学校	25校	2校	1校
中学校	3校	3校	—
義務教育学校	1校	—	—
計	29校	5校	1校

3 その他

- ・1月24日（水）とりぎん文化会館で開催予定であった劇団四季「こころの劇場」は中止
※市内全小学6年生（1676名）対象